

守山市庁舎駐車場運営管理事業評価項目および評価基準

評価項目		評価基準	配点
客観的評価	実績評価	管理区画が300台以上の駐車場の管理件数 (ゲート式、カメラ式、フラップ式問わず) 0件 → 0 1件から10件 → 1.0 11件から50件 → 2.0 51件から100件 → 3.0 101件以上 → 4.0	4
	カメラ式規模実績	1駐車場あたりのカメラ式での管理台数 1台から150台 → 2.0 151台から300台 → 4.0 301台以上 → 6.0	6
小計①			10

評価項目		評価基準	配点		
主観的評価	実施方針	取組方針と実施体制等 事業実施ための①取組方針、意欲②実施体制③市との連携方針について総合的に評価する。	提案の実現性・的確性を評価	10	
	サービス品質	【管理運営】	・平常時の管理方針 ・利用者への対応方針 ・場内トラブル発生時の対応方針 ・不法駐車への対応方針	提案力・実現性・的確性を評価	20
		【事業計画の妥当性】	・収入、経費、駐車場料金設定等について事業計画の妥当性を評価する。	実現性・的確性を評価	10
	利便性	【導入設備等】	・広報、案内看板等による利用者へのわかりやすさ ・設置機器の位置による利用者の利便性、安全性の確保 ・仕様以上の付加機能または台数付加による利便性 ・機器の不具合への対応方針	企画力、的確性を評価	20
	品質向上	【独自提案】	・仕様書に定める事項以外に、利用者の利便性向上、管理運営に関する有用な提案があるか。	企画力・提案力 提案の実現性・的確性を評価	5
小計②			65		

評価項目		評価基準	配点	
価格評価	評価①	事業の効率性を評価 (全提出者の最小平均単価/提出者の平均単価) × 配点 (小数点第2以下切り捨て) 1台平均維持管理費単価算出方法(1円未満切り捨て): (普通車料金-2,110円) × 81 + (軽自動車料金-1,572円) × 56 / 137 ただし、平均単価が1,890円以下の場合は上記によらず10点 この場合、点数計算の「全提出者の最小平均単価」は1,890円とする。	—	10
	評価②	事業の効率性を評価 (全提出者の最小月間経費額/提出者の最小経費額) × 配点 (小数点第2位以下切り捨て)	—	10
	評価③	還元率は最低50%以上とする。 提案(%) - 50(%) × 0.1(点)	—	5
小計③			25	

合計 ①+②+③ 100